

広情個審第13号

令和元年5月24日

広島市人事委員会
委員長 飯田 恭示 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書不開示決定に係る異議申立てについて（答申）

下記の諮問事案については、別添のとおり答申します。

記

- 1 平成27年12月17日付け広人委調第46号の諮問事案（諮問第127号事案）
- 2 平成27年12月17日付け広人委調第47号の諮問事案（諮問第128号事案）
- 3 平成27年12月24日付け広人委調第54号の諮問事案（諮問第132号事案）
- 4 平成27年12月24日付け広人委調第55号の諮問事案（諮問第133号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成27年12月17日付け広人委調第46号の諮問事案（諮問第127号事案）
平成27年10月28日付けの公文書開示請求に対し、広島市人事委員会（以下「実施機関」という。）が同年11月11日付け広人委調第30号で行った公文書不開示決定に対する同月13日付け異議申立て
- ② 平成27年12月17日付け広人委調第47号の諮問事案（諮問第128号事案）
平成27年11月4日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月18日付け広人委調第33号で行った公文書不開示決定に対する同月20日付け異議申立て
- ③ 平成27年12月24日付け広人委調第54号の諮問事案（諮問第132号事案）
平成27年12月2日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月15日付け広人委調第43号で行った公文書不開示決定に対する同月17日付け異議申立て
- ④ 平成27年12月24日付け広人委調第55号の諮問事案（諮問第133号事案）
平成27年12月2日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月15日付け広人委調第44号で行った公文書不開示決定に対する同月17日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関は、上記4件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った各公文書不開示決定を取り消し、不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、改めて部分開示決定をすべきである。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、以下のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、実施機関が行った各不開示決定を取り消し、開示するとの決定を求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

本件処分は既に公表されており非開示の理由がない。

業務上の被処分者の個人情報の保護は不必要である。

市職員の懲戒処分については公益性が高く、全てを公開すべきである。

広島市は懲戒処分の公開基準を定め、懲戒処分については原則公開を市民に約束している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 公文書の開示に当たっては、原則開示の精神に立って行わなければならないが、その保有する情報の中には、個人のプライバシーに関する情報等開示に適しない情報があり、個人の権利利益を害するおそれのある情報については適用除外事項として不開示とするよう条例第7条第1号で規定されている。

本件開示請求のあった情報は、解雇・停職の処分等に関する情報に当たり「職歴等に関する情報」であるため、条例第7条第1号の「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別できる情報に該当する。

- (2) また、懲戒処分の内容等に関する情報は、条例第7条第3号工の人事管理に係る事務に関し、公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

- (3) したがって、本件開示請求のあった情報は、条例第7条第1号及び同条第3号工に規定する不開示情報に該当する。

- (4) 条例第9条では、不開示情報が記録されている場合であっても、実施機関が公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を開示することができるとしている。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条第2項では、任命権者は、懲戒処分を行ったときは、その日から10日以内に地方公務員法第49条第1項に規定する説明書の写し1部を人事委員会に提出しなければならない、と規定している。

人事委員会は当該規定に基づき任命権者から懲戒処分を行ったことの報告を受けているものであり、懲戒処分説明書に記載されている内容が真実かどうかは分からない。

よって、真実かどうか不明な事実をもとに人事委員会が公益上特に必要があるかどうかを判断することはできず、当該職員の懲戒処分に関する公文書を開示する公益上の必要性が特にあると認められない。

- (5) 懲戒処分説明書のうち、教示部分は個人情報には該当しないが、これは不服申立ての教示をしているにすぎず、本件開示請求の趣旨からみて当該部分に有意の情報が記録されていないと認められるため、この部分だけの開示も相当でない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審議の併合について

諮問第127号、第128号、第132号及び第133号については、申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 不開示理由について

当審査会が見分したところ、本件請求対象文書は、任命権者が実施機関に対して提出した懲戒処分説明書の写しとその添書からなっており、不開示部分には、被処分者の氏名、処分の理由、処分年月日、任命権者の職及び氏名等が記載されている。

実施機関は、本件請求対象文書の記載内容は、条例第7条第1号に規定する個人を識別することのできる情報であること及び同条第3号に規定する市の機関が行う人事管理に関する事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示としている。

しかしながら、本件各開示請求が被処分者の氏名や処分年月日、処分の内容を特定して行われており、実施機関が行った本件各不開示決定においても、それぞれの被処分者の氏名や処分年月日、処分の内容を記載していることから、少なくとも、当該記載内容については、開示しない理由は認めることはできず、実施機関の不開示理由についての検討は不十分であると考える。

したがって、実施機関は、個人を識別できる情報としての不開示事由の該当性のほか、本件対象文書を公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるおそれ(具体的な蓋然性)があるか否か等を個別具体的に精査した上で、たとえ一部であっても不開示事由に該当しない情報については開示するという原則に基づいて、改めて開示に関する決定を行うべきである。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 12. 17	広人委調第46号の諮問を受理（諮問第127号で受理）
27. 12. 17	広人委調第47号の諮問を受理（諮問第128号で受理）
27. 12. 24	広人委調第54号の諮問を受理（諮問第132号で受理）
27. 12. 24	広人委調第55号の諮問を受理（諮問第133号で受理）
31. 2. 19 (第1回審査会)	第2部会で審議
31. 3. 22 (第2回審査会)	第2部会で審議
31. 4. 9 (第3回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授